

原子力損害賠償について

研究開発局原子力損害賠償対策室



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

原子力損害賠償制度等の現状について

原子力損害賠償制度(原子力損害の賠償に関する法律)

原子力損害が生じた場合における賠償に関する基本的制度（無過失責任、原子力事業者への責任集中、無限責任）

政府補償契約等(文部科学大臣) 法第10条、原子力損害賠償補償契約に関する法律

- 原発1事業所あたり1200億円の政府補償等

(平成23年度第2次補正予算に計上、平成23年11月に補償金1200億円を東京電力に支払済み、平成24年4月より補償料率を引上げ)

原子力損害賠償紛争審査会(文部科学大臣) 法第18条 (平成23年4月11日に文部科学省に設置)

- 損害の範囲等に関する一般的な指針の策定 (平成23年8月5日に中間指針、12月6日に第一次追補、平成24年3月16日に第二次追補を策定)

- 紛争が生じた場合の和解の仲介 (平成23年9月より、「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、和解の仲介を実施)

原子力損害賠償支援機構 法第16条、原子力損害賠償支援機構法 (平成23年9月12日に原子力損害賠償支援機構設立)

(内閣総理大臣※(監督権限全般)、文部科学大臣(組織・財務会計等)、経済産業大臣(特別事業計画・負担金等))

(※)枝野内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償支援機構)が担当

- 原子力事業者の損害賠償の履行等のための資金援助 (5兆円の交付国債を機構に交付済み)

- 原子力事業者が相互扶助により賠償資金を機構に拠出 (各事業者が負担金を拠出)

平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(「仮払い・基金法」)

東電福島原発事故により生じた大規模な災害から被害者を救済するための緊急の応急対策実施の仕組み

- 国による仮払い (文部科学大臣、事業所管大臣)

- 原子力応急対策基金 (枝野大臣(内閣府原子力被災者生活支援チームによる総括、健康)、細野大臣(除染)、その他は関係省庁が所管)
地方公共団体が設置し国が補助。)

我が国の原子力損害賠償制度の概要

我が国では、原子力損害の被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的として、以下のとおり原子力損害賠償制度を設けている。

【原子力損害の賠償に関する法律】

○原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。(無過失責任、責任集中、無限責任)

※「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的な作用により生じた損害をいう。

○原子力事業者に、原子力損害を賠償するための措置（損害賠償措置）を義務付け。

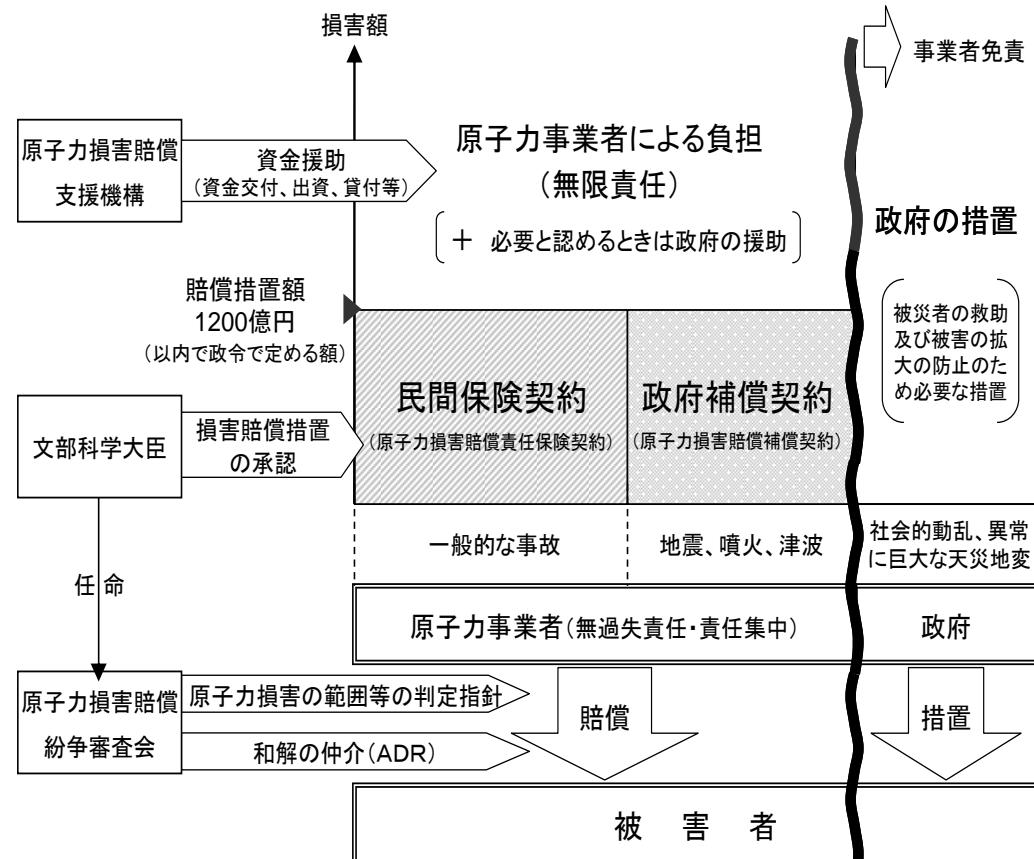
〔①民間保険契約及び政府補償契約の締結、のいずれかの措置
〔②供託、③これらに相当する措置〕

○要賠償額が賠償措置額を超える場合の政府の援助や異常に巨大な天災地変又は社会的動乱により原子力損害が生じた場合の政府の措置を規定。

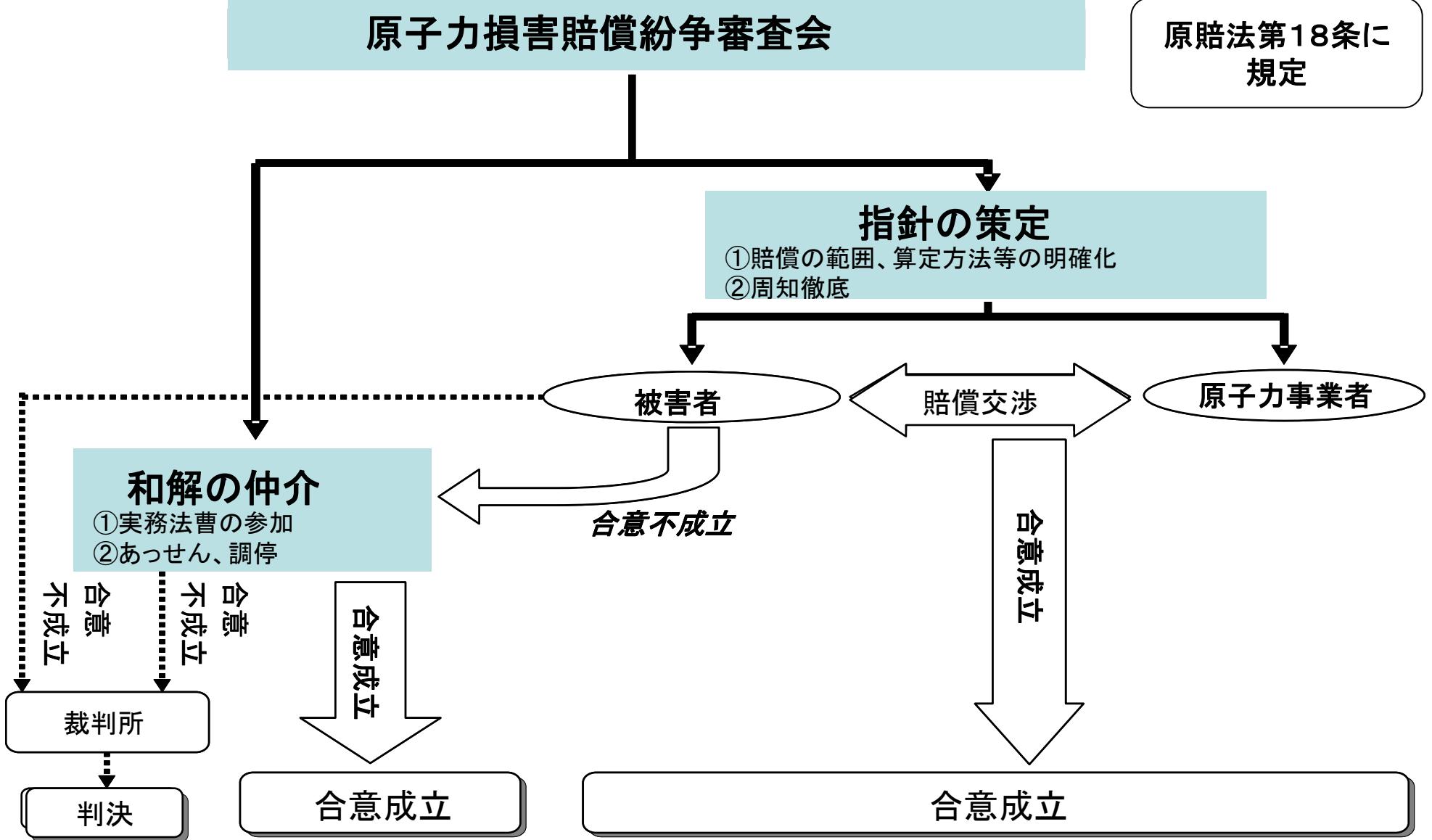
○和解の仲介や原子力損害の範囲等の判定指針の策定を行う原子力損害賠償紛争審査会について規定。

【原子力損害賠償補償契約に関する法律】

○民間保険契約でうめられない賠償損失を補償するため、政府と原子力事業者が締結する政府補償契約の手続や補償金の支払等について規定。



我が国の原子力損害賠償制度の概要



東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針について

経緯

- 原子力損害賠償紛争審査会は、賠償を円滑に進めるため、原子力損害の範囲の判定等のための指針を原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次策定。
 - 第一次指針(平成23年4月28日):政府指示等に伴う損害、第二次指針(平成23年5月31日、平成23年6月20日追補):いわゆる風評被害や避難生活等に伴う精神的損害
 - 中間指針(平成23年8月5日):これまでの指針で示された損害の範囲も含め、原子力損害の範囲の全体像。
 - 中間指針第一次追補(平成23年12月6日):自主的避難等に関する損害
 - 中間指針第二次追補(平成24年3月16日):政府による避難区域等の見直し等に係る損害(赤字部分)
- 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害への賠償の対象と認められ得る。

政府指示等の対象地域等

I 避難等に伴う損害 (避難区域・警戒区域)、屋内避退区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、南相馬市より一時避難要請があった区域)
 ○避難・一時立入・帰宅費用:交通費、宿泊費、家財道具移動等 ○検査費用(人)
 ○生命・身体的損害:避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費等
 ○精神的損害(避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む)

第1期～第2期 (～区域見直し時点)		第3期(～終期)※避難者と移住者に差を設けない	
計画的避難区域・警戒区域 ・月額10万円※1 (体育馆等への避難は12万円)	避難指示解除準備区域 ・月額10万円	・月額10万円 ○解除後に賠償される期間 ※2	
	居住制限区域 ・月額10万円 (2年分を一括し240万円も可)	・現時点で実際に解除された区域がないこと等から、今後の状況を踏まえて判断	
	帰還困難区域 ・一括600万円		

第1期～第2期 (～事故後1年)		第3期(～終期)	
緊急時避難準備区域 ・月額10万円※1 (体育馆等への避難は12万円)		○解除後に賠償される期間 ※2	
	・月額10万円	・平成24年8月末を目安 (商業街の区域は避難指示区域の解除後相当期間まで)	
特定避難勧奨地点		○解除後に賠償される期間 ※2 ・解除後3か月を目安	

※1 中間指針上、第2期は月額5万円だが、実際は月額10万円が賠償されている。
 ※2 どの時点で帰還したかを問わず一律で賠償。特段の事情がある場合は、期間経過後も賠償され得る。

○財物価値の喪失又は減少等
 -現実の価値喪失・減少及び追加費用(修理・除線費用等)
 -帰宅困難区域内の不動産:全損と推認(再取得価格考慮額を合理的に評価)
 -居住制限・避難指示等解除準備区域内の不動産:事故発生直前から一定程度減少と推認
 ○営業損害(農林水産業・製造業等事業一般)
 -営業・取引等の減収分(特別の努力は損害額から控除しない等の合理的・柔軟な対応が必要)
 ○就労不能等に伴う損害(特別の努力は損害額から控除しない等の合理的・柔軟な対応が必要)
 ○検査費用(物):商品の汚染検査費用

II 航行危険区域、飛行禁止区域設定に係る損害

○営業損害(漁業者、海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等):操業困難による減収分、航路迂回による費用増加分
 ○就労不能等に伴う損害

III 農林水産物(加工品含む)及び食品の出荷制限指示等に係る(出荷、交付制限、放牧等給与制限、食品衛生法に基づく販売禁止、検査等)
 ○営業損害(農林漁業者・流通業者等):出荷断念等による減収分、商品廃棄費用等の追加的費用
 ○就労不能等に伴う損害
 ○検査費用(物):商品の汚染検査費用

IV その他の政府指示等に係る損害(水に係る採取制限、上下水道副次産物取扱指導、学校等校舎・校庭利用に関する通知等)
 ○営業損害:代替水提供、汚泥保管、校庭の線量低減対策費用等
 ○就労不能等に伴う損害

IX 除染等に係る損害

○必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少
 ○地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用

政府指示等の対象外地域等

V いわゆる風評被害 (一般的基準)

- 放射性物質による汚染の危険性を懸念して散遠したくなる心理が平均的・一般的な人を基準に合理的な場合。
- 原則として損害と認める類型を提示。

○営業損害

- 取引数量減少、価格低下による減収分
- 商品廃棄費用等の追加的費用
- 就労不能等に伴う損害
- 検査費用(物)

※農林漁業・食品産業、観光業、製造業等、輸出を類型化(詳細は右に記す)

VI いわゆる間接被害

上記I～Vの損害を受けた1次被害者との関係で、「取引に代替性のない場合(事業の性質上、販売先又は調達先が地域的に限定されている事業で必然的に生じたもの)」を相当因果関係のある損害と認める。

(間接被害者の営業損害の例)

- 顧客の大半が避難したことで売上げが減少した避難区域に近接する商店等
- 操業停止で水揚げがない漁港の製水業者、仲買人等

VII その他

【放射線被曝による損害】

- 復旧作業に従事した原発作業員・自衛官等または住民等の急性・晩発性放射線障害
- 【各種給付金等と損害賠償金との調整】
- 【地方公共団体等の財産的損害】

VIII 自主的避難等に関する損害

- 平成23年12月末まで:自主的避難等対象区域(福島県内23市町村)の自主的避難者・滞在者に生じた共通の損害:妊婦・子供(40万円(平成23年12月末まで))、それ以外(8万円)
- 平成24年1月以降:区域の設定は行わず、子供及び妊婦について個別に判断(平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合は賠償の対象)

いわゆる風評被害について

専門委員による詳細な被害の実態調査結果を踏まえ、風評被害の範囲を明示。

農林漁業・食品産業に係る風評被害

【農林産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県

【茶】福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県

【畜産物(食用に限る)】福島県、茨城県、栃木県

【牛肉(セシウム)に汚染された牛関連】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、岐阜県、静岡県、三重県、島根県※
 ※これらの道県以外で新たに汚染された稻わらの流通・使用による牛肉の価格下落等が確認された場合、同様の扱い。

【水産物(食用・飲料用に限る)】福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

【花き】福島県、茨城県、栃木県

【その他の農林水産物(木材等)】福島県

【農林水産物の加工品・食品】

- 主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの
- 主たる原材料が上記の产品であるもの等

【上記以外の被害】

- 買い控えの発生状況、出荷制限の内容等を考慮し、相当因果関係が認められる場合は賠償の対象。

【「風評被害」の一般的基準】

放射性物質による汚染の危険性を懸念して散遠したくなる心理が平均的・一般的な人を基準に合理的な場合。

【「風評被害」の範囲】

類型化された業種(農林漁業・食品産業、観光業、製造業・サービス業等、輸出)
 類型化できない個別の被害について、一般的な基準に照らし、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得る。

製造業・サービス業等に係る風評被害

【国内の製造業・サービス業等】

- 福島県で製造・販売を行う物品・サービス等に係る損害(例:福島県内で製造された織維製品、県外事業者による貨物の受取拒否)
- 事業者が福島県へ来訪拒否することにより生じた損害(例:運送事業者の来訪拒否、美術展覧会等のイベント中止)
- 上下水道汚泥(原材料とする製品含む)の引き取り忌避により生じた損害等

【外国人来訪によるサービス等】

- 平成23年5月末までの解約(日本全体)(例:外国人アーティストの来日拒否、外国船舶の寄港拒否)

輸出に係る風評被害

【輸出先国の要求による検査費用・証明書発行費用等】

- 輸出先国の輸入規制や取引先からの要求によって現実に生じた検査費用・証明書発行費用等(当面の間、日本全体)

【輸入拒否による損害】

- 輸出先国の輸入拒否(輸入規制や取引先の輸入拒否)がされた時点で、既に輸出又は生産・製造を開始した場合の現実に生じた損害(日本全体)

和解の仲介を進めるための体制の整備について

【概要】

今回の原発事故による原子力損害の発生状況を踏まえると、原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介能力や裁判所の処理能力を超えて、賠償に関する仲介・訴訟案件が数多く出てくることが予想されるため、原子力損害賠償紛争解決センターを設置。文部科学省の他、法務省、裁判所、専門家(弁護士)らにより構成。

【経緯及び実績】

(平成23年)

- 8月29日 原子力損害賠償紛争解決センター開所
(港区新橋)
- 9月 1日 申請の受付等の開始
- 9月13日 福島事務所開設(郡山市)
- 10月11日 和解仲介の初の話し合いを実施
- 11月29日 初めての和解の仲介の成立
- 12月 5日 福島県での初の話し合いを実施(いわき市)

(平成24年)

- 1月30日 センター活動報告書を策定
- 2月14日 総括基準(避難者の第2期の慰謝料について
他 計4本)公表
- 3月14日 総括基準(訪日外国人を相手にする事業の
賠償時期について他 計2本)公表

和解成立件数:59件(一部和解を含む)

口頭審理期日延べ件数:579件

(東京事務所457件、福島県115件、その他7件)

申立件数:1,773件

電話応対件数:延べ7,951件

(平成24年4月10日現在)

【体制】

総括委員会(3名)

委員長	大谷 穎男	弁護士／駿河台大学法科大学院教授
委員	鈴木 五十三	弁護士
委員	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

仲介委員

131名の弁護士

事務局:原子力損害賠償紛争和解仲介室

室長	野山 宏	前東京高等裁判所判事
----	------	------------

他、調査官が42名が所属

【原子力損害の賠償に関する法律(抜粋)】

第5章 原子力損害賠償紛争審査会

第18条2項 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

1 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。

原子力損害賠償支援機構について

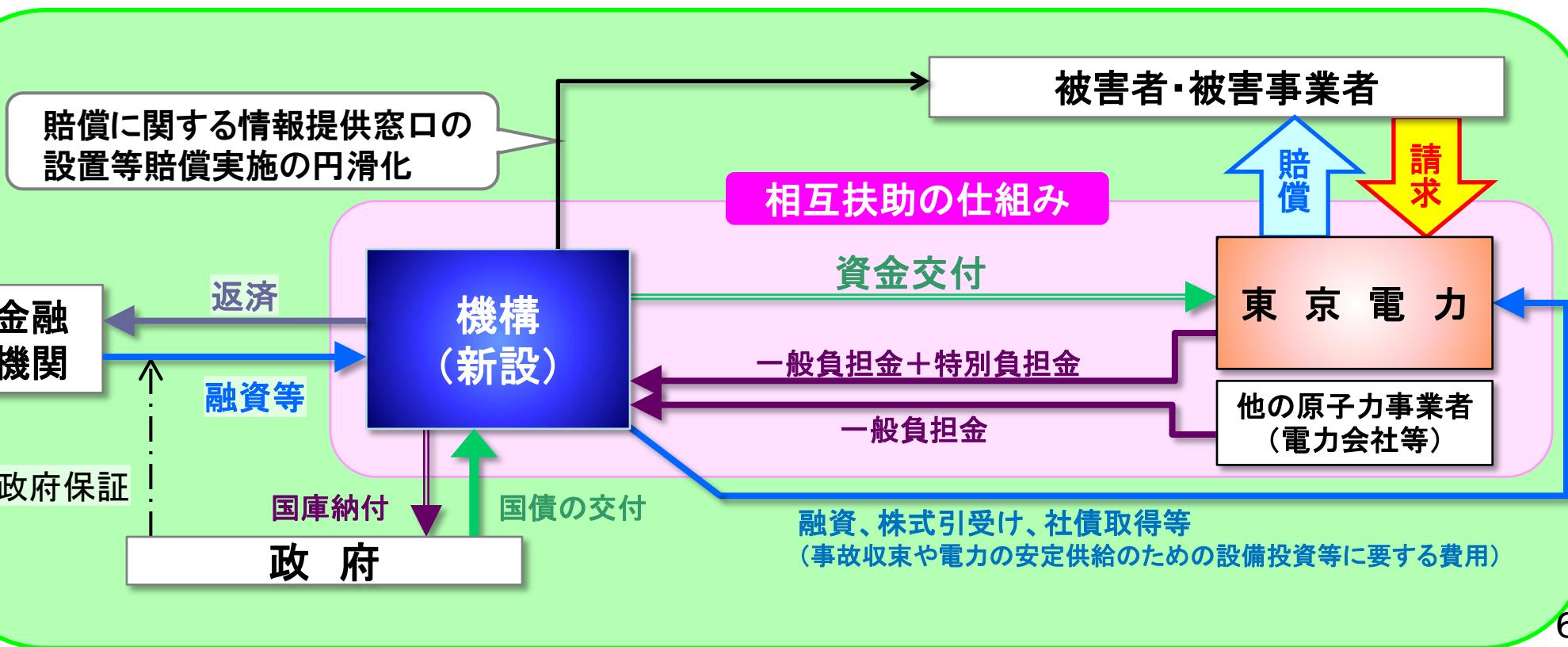
【概要】

東京電力福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害を受け、被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置として、原子力損害賠償支援機構法(以下「機構法」という。)が、平成23年8月3日に成立。機構法に基づき、9月12日に原子力損害賠償支援機構が設立。

＜資金援助の実績＞

平成23年11月15日 東京電力に対し 5,587億円 の資金を交付

平成24年 3月27日 東京電力に対し 1,049億円 の資金を交付



国による仮払いの実施状況について

【概要】

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律は、第177回国会において議員立法によって参議院に提出され、衆議院における修正協議を経て成立。同法は昨年8月5日に公布され、昨年9月18日に施行。

現在、国による仮払いの対象は、以下の基本的考え方に基づき、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において観光業を行う中小企業者が受けた原発事故による風評被害を政令で規定。

- (イ) 損害の範囲や額の算定の交渉に困難が予想されるなど本賠償の支払までにある程度の時間を要すると見込まれるもの
 - (ロ) 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等を踏まえ、損害の概算額をある程度合理的に簡明な方法で算定できるもの
 - (ハ) 仮払金の支払を受けることについて、関係業界団体等の状況から見て緊急性が認められ、かつ、東京電力とおおむね調整が図られているもの
- (二) 国の求償に対して東京電力が応じると見込まれるもの

【実施状況】

9月21日より、仮払金の支払請求の受付を開始。

4月10日現在、64件の請求を受付け、うち50件、17.3億円を支払い済み。

<仮払金の請求受付件数内訳>

旅館業	51件
一般貸切旅客自動車運送事業	2件
旅行業	1件
小売業	5件
外食産業	4件
その他	1件

※ 内訳は、請求書の記載事項による分類であり、内容を精査した結果当該事業に当てはまらないことが判明したもの、請求者から本賠償請求を行う等のための取下げ連絡のあったものも含まれる。

原子力損害賠償制度の見直しに向けて

- 平成23年8月に施行された原子力損害賠償支援機構法の附則第6条第1項の規定等において、今回の事故の原因の検証、賠償の実施状況、経済金融情勢等を踏まえ、原賠法の改正等の原子力損害賠償制度の抜本的な見直しをできるだけ早期に行うこととされている。
- また、従前より行っている国際条約の検討についても、今回の事故を踏まえ、損害が他国にも及ぶことがあることを認識し、原子力損害賠償の国際的枠組みの充実に貢献していくべきとの観点から、原子力損害賠償制度に関する国際条約への参加について、早急に関係省が連携して検討の上、結論を出すべきであるとの意見がある。
- さらに、エネルギー・環境会議、原子力委員会、総合資源エネルギー調査会等において、原子力・エネルギー政策及び電力制度改革に係る議論(ex.原子力発電に関する今後の利用方針、事故コストも含めた経済性、経営主体の在り方等)も行われており、そうした議論の進展状況も踏まえる必要がある。
- 現在、諸外国における制度の調査等を実施し、見直しに向けた課題の整理を進めているところであり、今後、関係省庁も含め、原子力損害賠償制度の見直しに取り組んでいくことを予定している。

【参考】見直し規定や附帯決議に盛り込まれている主な検討事項

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| ○被害者の早期救済の在り方 | ○紛争解決のための組織の整備 |
| ○原子力事業者の損害賠償責任の在り方 | ○原子力事業者に対する資金援助に要する費用の負担の在り方 |
| ○原子力事業者の講じる損害賠償措置の額の在り方 | ○賠償の仮払いの法定化 |
| ○国の責任の明確化 | ○国際的な原子力損害賠償の枠組みへの加盟 等 |